

指摘事項と対応

◆人権擁護審議会

		指摘事項	対応
1	【資料 2】 答申（案）	答申（案） 1 の 2 段落目「草津市人権擁護に関する条例に掲げられるすべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちの実現のため」という表現について、要綱（例）第 1 条の趣旨の表現に合わせてはどうか。	要綱（例）の表現「草津市人権擁護に関する条例（平成 8 年草津市条例第 1 2 号）の理念に基づき、市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため」に合わせる。
2	【資料 3】 要綱（例）	第 1 1 条において、紛失されたときも、無効番号を公表すべきではないか。	紛失されたとき、返還されるべき受領証等が返還されないとき、受領証等の無効を決定したときその他必要があると認めるときは、公表できる旨の規定を第 1 2 条に設ける。

◆人権擁護推進本部幹事会

		指摘事項	対応
1	【資料 2】 答申（案）	答申（案） 附帯意見（4）については要綱（例）に反映されていない。特に「①周知・啓発に努めること」については、市の姿勢を示す意味で、反映すべきではないか。	審議会において、要綱（例）ではなく答申（案）に反映することで整理されている。市としては、ホームページやチラシ等、様々な媒体や機会等を活用しながら、周知・啓発に努めていく。